

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	岐阜市国際交流協会 令和元年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	財政援助団体等監査
監 査 日	令和 2 年 10 月 5 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 27 日
担 当	公益財団法人 岐阜市国際交流協会(TEL 058-263-1741)

指摘事項	措 置 状 況
(団体関係) 1 適正な事務執行について 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条は、派遣職員には給与は支給しないものの同条第2項で一定の場合には条例で定めるところにより給与を支給することができる旨規定している。この規定を受け、岐阜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条は、派遣職員の給与のうち、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当については、岐阜市が支給することができる旨規定している。 しかしながら、岐阜市国際交流協会は岐阜市と締結する岐阜市多文化交流推進事業にかかる委託契約に要する費用において、派遣職員の給与のうち、岐阜市国際交流協会が負担する管理職手当、勤勉手当及び通勤手当に相当する手当を含めて委託料を積算し、その金額で契約を締結していた。 したがって、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の趣旨を遵守し、適正な事務執行に努められたい。	岐阜市多文化交流推進事業委託料について、人件費の積算根拠に派遣職員人件費相当分を含めていたが、令和3年度予算については、派遣職員の人件費を含めず積算した。 令和2年度委託料については、委託料の実績報告を行う際に、派遣職員人件費予算分を返還するよう手続きを進めている。